

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 5月11日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第20号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年岩手県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第7条の4 勤務時間等条例第9条の2第1項又は給与等条例第26条の7第1項の規定による請求がされた後早出遅出勤務開始日の前日までに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事由が生じたときは、当該請求はされなかったものとみなす。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 介護を行う職員の場合 次のいずれかの事由</p> <p>ア 当該請求に係る要介護者（勤務時間等条例第9条の2第1項第2号及び給与等条例第26条の7第1項第2号に規定する要介護者をいう。以下同じ。）が死亡した場合</p> <p>イ [略]</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>（介護を行う職員の深夜勤務の制限の請求手続等）</p> <p>第7条の8 前2条（前条第1項第3号及び第4号を除く。）の規定は、<u>勤務時間等条例第9条の3第3項及び給与等条例第26条の8第3項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。</u>この場合において、第7条の6中「第9条の3第1項」とあるのは「第9条の3第3項において準用する同条第1項」と、「第26条の8第1項」とあるのは「第26条の8第3項において準用する同条第1項」と、前条第1項中「第9条の3第1項」とあるのは「第9条の3第3項において準用する同条第1項」と、同項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同条第2項中「第9条の3第1項」とあるのは「第9条の3第3項において準用する同条第1項」と、「第26条の8第1項」とあるのは「第26条の8第3項において準用する同条第1項」と読み替えるものとする。</p>	<p>第7条の4 勤務時間等条例第9条の2第1項又は給与等条例第26条の7第1項の規定による請求がされた後早出遅出勤務開始日の前日までに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事由が生じたときは、当該請求はされなかったものとみなす。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 介護を行う職員の場合 次のいずれかの事由</p> <p>ア 当該請求に係る要介護者（勤務時間等条例第9条の2第1項第3号及び給与等条例第26条の7第1項第3号に規定する要介護者をいう。<u>第12条第15号を除き</u>、以下同じ。）が死亡した場合</p> <p>イ [略]</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>（介護を行う職員の深夜勤務の制限の請求手続等）</p> <p>第7条の8 前2条（前条第1項第3号及び第4号を除く。）の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第7条の6中「第9条の3第1項」とあるのは「第9条の3第3項において準用する同条第1項」と、「第26条の8第1項」とあるのは「第26条の8第3項において準用する同条第1項」と、前条第1項中「第9条の3第1項」とあるのは「第9条の3第3項において準用する同条第1項」と、「第26条の8第1項」とあるのは「第26条の8第3項において準用する同条第1項」と、同項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同条第2項中「第9条の3第1項」とあるのは「第9条の3第3項において準用する同条第1項」と、「第26条の8第1項」とあるのは「第26条の8第3項において準用する同条第1項」と読み替えるものとする。</p>

(特別休暇)

第12条 勤務時間等条例第15条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。

(1)～(14) [略]

(15) 職員の保護する小学校就学の始期に達するまでの者が予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の予防接種、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第11条の健康診断又は母子保健法第12条若しくは第13条の健康診査を受ける場合で、当該職員の介助が必要と認められるとき 必要と認められる期間

(16) [略]

(17) [略]

(18) [略]

(19) [略]

(20) [略]

(21) [略]

(22) [略]

(23) [略]

(24) [略]

(25) [略]

(休暇の単位等)

第14条 [略]

2 [略]

3 第12条第7号、第14号、第17号及び第18号の休暇（以下「特定休暇」という。）の単位は、1日又は1時間とする。

4・5 [略]

6 第11条及び第12条（第6号、第7号、第17号、第18号、第21号及び第22号を除く。）において、休暇の期間として一定の日数、週数、月数又は年数で示されているものは、その期間中における週休日、休日及び代休日を含むものとする。

第17条 勤務時間等条例第17条の人事委員会規則で定める特別休暇は、第12条第11号から第13号まで及び第16号の休暇とする。

(特別休暇)

第12条 勤務時間等条例第15条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。

(1)～(14) [略]

(15) 勤務時間等条例第9条の2第1項第3号に規定する要介護者（以下この号において「要介護者」という。）の介護その他の人事委員会が定める世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日（要介護者が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内の期間

(16) 職員の保護する小学校就学の始期に達するまでの者が予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の予防接種、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第11条の健康診断又は母子保健法第12条若しくは第13条の健康診査を受ける場合その他人事委員会が定める場合で、当該職員の介助が必要と認められるとき 必要と認められる期間

(17) [略]

(18) [略]

(19) [略]

(20) [略]

(21) [略]

(22) [略]

(23) [略]

(24) [略]

(25) [略]

(26) [略]

(休暇の単位等)

第14条 [略]

2 [略]

3 第12条第7号、第14号、第15号、第18号及び第19号の休暇（以下「特定休暇」という。）の単位は、1日又は1時間とする。

4・5 [略]

6 第11条及び第12条（第6号、第7号、第18号、第19号、第22号及び第23号を除く。）において、休暇の期間として一定の日数、週数、月数又は年数で示されているものは、その期間中における週休日、休日及び代休日を含むものとする。

第17条 勤務時間等条例第17条の人事委員会規則で定める特別休暇は、第12条第11号から第13号まで及び第17号の休暇とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。